

判決年月日	平成 2 9 年 5 月 3 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)10239号		
○ 意匠法 2 条 2 項の「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」とは、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。 ○ 意匠に係る物品を「映像装置付き自動車」とする部分意匠の登録出願に係る拒絶査定不服審判請求について、本願部分の画像は意匠法 2 条 2 項所定の画像を構成するとは認められないとした不成立審決が、維持された事例。			

（関連条文）意匠法 2 条 2 項， 3 条 1 項

（関連する権利番号等）意願 2 0 1 5－5 5 7 6 号，不服 2 0 1 6－8 7 9 9 号

判 決 要 旨

1 本件は，部分意匠の登録出願についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。

原告は，意匠に係る物品を「映像装置付き自動車」とし，部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を自動車に備えられた映像装置から周囲の路面等に表示される画像（別紙第 1 の一点鎖線に囲まれた部分。以下「本願部分」という。）とした意匠登録出願をしたが（意願 2 0 1 5－5 5 7 6 号），拒絶査定を受けたため，拒絶査定不服審判請求をした（不服 2 0 1 6－8 7 9 9 号）。

本願部分の画像は，別紙第 1 のとおり，自動車の開錠から発進前（又は後退前）までに周囲の路面等に表示されるものである。例えば，①運転者が自動車を開錠すると，間隔の狭い平行線（両線が車体の縦方向中心線近く）の画像から間隔の広い平行線（両線が車体の縦方向中心線と車体の側面に沿った側面線との略中央に位置する）の画像に変化する，②エンジンが始動すると，更に間隔の広い平行線（両線が車体の側面線を超える）の画像に変化する，③ドライブモードヘシフトさせる操作が行われると，この平行線の画像が順次前に移動し，ほぼ全体が車体の前面から突出した平行線の画像に変化する，④ブレーキペダルを開放する等の操作が行われると，平行線の間に配される略「>」（終わり山括弧）状の画像が順次前に移動する繰り返し画像がアクセルペダルの踏込まで繰り返されるなどといったものである。

審決は，①本願部分の縮小画像図 1～1 6 には操作のための図形等が一つも表れておらず，これらの縮小画像図 1～1 6 を全体として見たとしても自動車の開錠操作，エンジンの始動操作及び自動車の前進若しくは後進の操作に用いられるものとは認められず，単に自動車の開錠から発進前までの自動車の各作動状態を周囲の路面等に表示しているにすぎない，②したがって，本願部分の画像は，意匠法 2 条 2 項所定の画像を構成するとは認められないと判断した。

争点は，本願部分の画像が意匠法 2 条 2 項の「物品の操作（当該物品がその機能を発揮

できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像」(以下「物品の操作…の用に供される画像」という。)を構成するか否かである。

2 本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 意匠法2条2項の立法経緯を踏まえて解釈すると、同項の「物品の操作…の用に供される画像」とは、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わって、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指すというべきであるから、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいうものと解される。

(2) 本願部分の画像は、自動車の開錠から発進前(又は後退前)までの自動車の各作動状態を表示することにより、運転者に対してエンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品による操作を促すものにすぎない。運転者は、本願部分の画像に表示された図形等を選択又は指定することにより、物品(映像装置付き自動車)の操作をするものではない。

そうすると、本願部分の画像は、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものということとはできない。また、本願部分の画像について、特段の事情も認められない。

したがって、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の「物品の操作…の用に供される画像」には当たらない。

意匠に係る物品 映像装置付き自動車

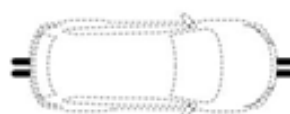
意匠に係る物品の説明 本物品は、映像装置を備えた自動車と、映像装置から照射され、自動車と一体として用いられる自動車周囲の路面、組み立て駐車場、或いは展示場の床板等の表示機器に表示される各画像図とからなるものである。自動車の「一般的に想定できる機能」は、『走る』、『曲がる』、『止まる』ことである。本物品の意匠登録を受けようとする各画像図は『走る』機能を発揮できる状態にするための「操作の用に供する画像」である。1. 前進。（1）運転者あるいは同乗者が自動車を開錠「縮小画像図 1（使用状態を示す参考図 1）」から「縮小画像図 2（使用状態を示す参考図 2）」。（2）運転者がエンジンを始動「縮小画像図 3（使用状態を示す参考図 3）」。（3）運転者が自動車を前進させるべく行為を実行「縮小画像図 4（使用状態を示す参考図 4）」および「縮小画像図 5（使用状態を示す参考図 5）」。（4）自動車が走り始めるまで「縮小画像図 6（使用状態を示す参考図 6）」、「縮小画像図 7（使用状態を示す参考図 7）」および「縮小画像図 8（使用状態を示す参考図 8）」が繰り返される。（5）自動車が走る。2. 後退。（1）運転者あるいは同乗者が自動車を開錠「縮小画像図 9（使用状態を示す参考図 9）」から「縮小画像図 10（使用状態を示す参考図 10）」。（2）運転者がエンジンを始動「縮小画像図 11（使用状態を示す参考図 11）」。（3）運転者が自動車を後退させるべく行為を実行「縮小画像図 12（使用状態を示す参考図 12）」および「縮小画像図 13（使用状態を示す参考図 13）」。（4）自動車が走り始めるまで。「縮小画像図 14（使用状態を示す参考図 14）」、「縮小画像図 15（使用状態を示す参考図 15）」および「縮小画像図 16（使用状態を示す参考図 16）」が繰り返される。（5）自動車が走る。

意匠の説明 一点鎖線に囲われたエリアのみが、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

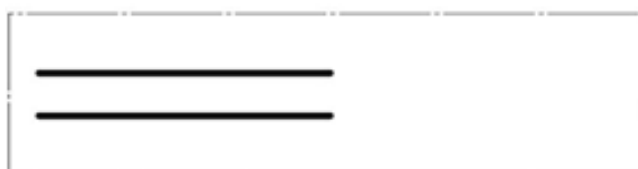
縮小画像図 1



使用状態を示す参考図 1



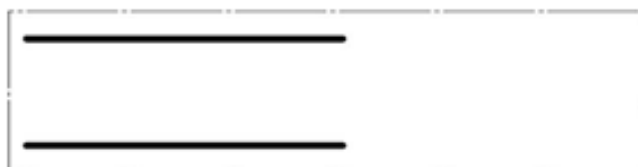
縮小画像図 2



使用状態を示す参考図 2



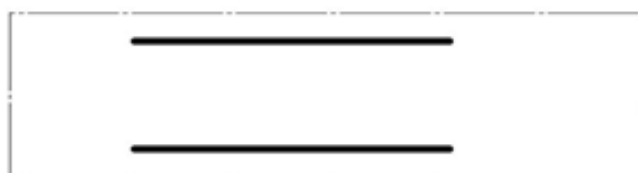
縮小画像図 3



使用状態を示す参考図 3



縮小画像図 4



使用状態を示す参考図 4



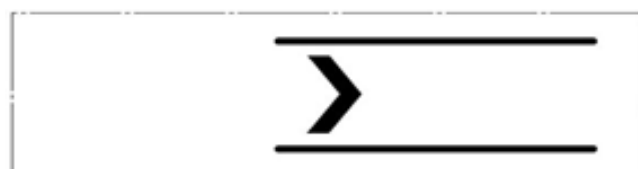
縮小画像図 5



使用状態を示す参考図 5



縮小画像図 6



使用状態を示す参考図 6



縮小画像図 7



使用状態を示す参考図 7



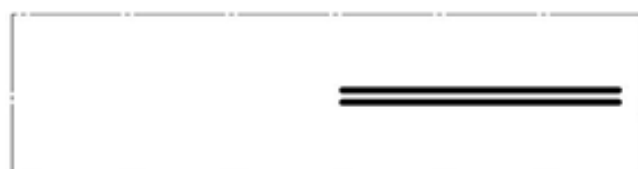
縮小画像図 8



使用状態を示す参考図 8



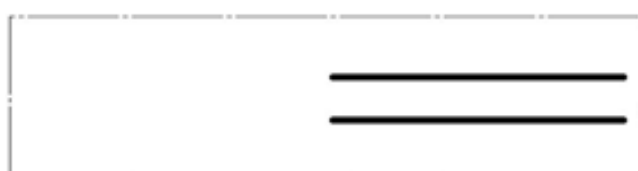
縮小画像図 9



使用状態を示す参考図 9



縮小画像図 1 0



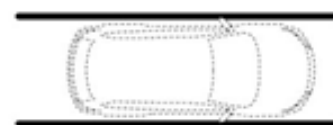
使用状態を示す参考図 1 0



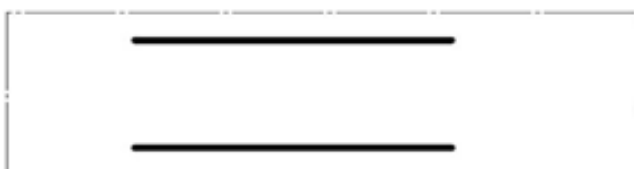
縮小画像図 1 1



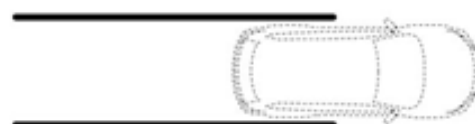
使用状態を示す参考図 1 1



縮小画像図 1 2



使用状態を示す参考図 1 2



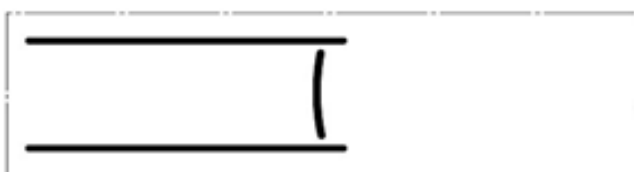
縮小画像図 1 3



使用状態を示す参考図 1 3



縮小画像図 1 4



使用状態を示す参考図 1 4



縮小画像図 1 5



使用状態を示す参考図 1 5



縮小画像図 1 6



使用状態を示す参考図 1 6

